

品 件 名	工作機械設置の床塗布役務	仕様書番号	
		作成年月日	令和 2年 1月28日
		作成部課名	総務課 用度係

1 適用範囲

本仕様書は、工作機械設置の床塗布役務（以下「本役務」という。）について規定する。

2 役務場所（付図1のとおり）

東京都目黒区中目黒2-2-1 防衛装備庁艦艇装備研究所201号館106号室

3 役務期間

契約締結後から令和2年3月31日までとする。

4 役務時間

08:30～17:15の間とする

5 役務に関する要求

(1) 役務概要

本役務は、艦艇装備研究所201号館106号室（工作室）に工作機械を設置するための床部分を塗布するものである。

(2) 役務内容（付図2のとおり）

本役務の実施にあたっては、工作機械を設置するための床（約396㎡）を剥離研磨し、耐油性等、汚れ埃の付着を保護するためエポキシ樹脂以上のものを塗布するものである。

また、施設等損傷防止のための養生は確実に行うこと。

6 検査

5項(2)について、目視検査を実施する。

7 官側の支援

契約相手方は、この契約の履行において、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

8 発生材の処分

本役務により生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

9 その他の指示

(1) 契約相手方は、役務実施日時について、事前に官と調整するものとする。

(2) 役務実施場所は、工具等の整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に万全を期するとともに、役務完了に際しては、役務現場の後片づけ及び清掃を実施するものとする。

(3) 出入口及び危険性のある場所には、危険表示等の処置を行うものとする。

(4) 契約相手方は、作業中、不可抗力以外で器物及び施設等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。

(5) 本役務を実施するにあたり、官の規則等を遵守するとともに、役務実施場所及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。

(6) 本役務にあたり必要な器材、消耗品等は、契約相手方にて準備するものとする。

(7) この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

役務範圍(床、約396m²)

